阿久比町土地開発行為に関する指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、阿久比町において土石の採取、埋め立て等、土地の区画形質変更（以下「開発行為」という。）を行う者（以下「事業者」という。）に対して適正な指導を行い、これにより発生する災害を防止し、公共公益施設の整備を図り、町土の秩序ある利用と保全を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この要綱は、阿久比町において行われる次の各号のいずれかに該当する開発行為について適用する。

⑴　開発面積が１，０００平方メートル以上のもの

⑵　前号に規定するもののほか、町長が必要と認めたもの

２　前項の規定は、同一の事業者（系列法人等を含む。）が一団の土地を形成すると認められる区域で３か年以内に分割して開発行為を行い、その合計が前項第１号に規定する規模に達することとなる場合においても適用する。

（事前協議）

第３条　前条に規定する開発行為を実施しようとする事業者は、監督官公庁に許可の申請又は届出をする以前に、土地開発行為協議書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、協議の結果について、協議結果通知書（様式第２号）により事業者に通知するものとする。

３　事業者は、協議結果通知後、その計画を変更する場合も第１項の規定を適用する。

４　事業者は、事業の計画を中止する場合は、土地開発行為廃止届（様式第３号）を町長に提出するものとする。

（審査）

第４条　前条の事前協議は、阿久比町土地対策会議（以下「対策会議」という。）において審査するものとする。

２　対策会議の組織及び運営等については、町長が別に定める。

（近隣住民等への周知）

第５条　事業者が第２条に規定する開発行為を計画したときは、事業内容を地元区長（自治会長を含む。）及び近隣住民等に周知させるとともに、その内容を近隣住民等説明状況報告書（様式第４号）に記入し、土地開発行為協議書に添付するものとする。

２　前項の近隣住民等とは、開発行為の区域の境界線からの水平距離が１５メ

ートル以内の範囲において住所を有する者、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有する者とする。

（文化財等の保護）

第６条　事業者は、文化財及び自然環境の保全のため最大の努力を払うとともに、歴史的文化遺産の存する地区周辺において開発行為を行う場合は、事前に阿久比町教育委員会と協議し、その指示に従うものとする。

２　事業者は、事業施行により埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに作業を中断し、阿久比町教育委員会に届け出るものとし、その後の処置については前項の規定によるものとする。

（公共施設の施行）

第７条　事業者は、事業施行区域及び区域外において、町長が必要と認める道路、河川、水路等公共施設の改良整備に要する費用は、全額事業者の負担により施行するものとする。

（ため池）

第８条　事業者は、事業計画上ため池の埋め立てを必要とするときは、事前に町長に申し出て指示を得たうえ、水利権者及び管理者と協議し、その同意書の写しを町長に提出するものとする。

２　事業者は、事業施行区域内あるいはその下流にため池が所在する場合は、汚水等が流入しないように努めるものとする。

（土壌汚染及び災害発生の防止）

第９条　事業者は、阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定に基づき、必要な手続きを行うものとする。

（完了報告及び施工検査）

第１０条　事業者は、工事が完了した場合には、工事完了届（様式第５号）を速やかに町長に提出するものとする。

２　事業者は、この要綱に定めるところにより公共施設を整備したときは町長の検査を受けるものとする。

３　町長は、工事中においても必要に応じて随時立入検査をすることができる。

（公共施設の移管）

第１１条　当該事業により整備された公共施設は、原則として関係法令検査合格通知の翌日において町に引き継ぐものとする。

２　事業者は、整備された公共施設について、公共施設引継書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

３　第１項の規定により、町に移管された施設が１年以内に施工方法等の瑕疵によりその利用に支障をきたすこととなったときは、事業者の責任において

補修するものとする。

（被害の補償）

第１２条　事業者は、事業の施行によって生じた被害については、その補償の責を負うものとする。

（委任）

第１３条　この要綱によりがたいもの又は定めのない事項は、その都度町長が定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

２　阿久比町土地開発行為に関する指導要綱（平成９年７月１日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

３　この要綱の施行前に旧要綱の規定により協議された開発行為は、この要綱の規定により協議された開発行為とみなす。この場合において必要と認めるときは、町長は、事業者に対して、この要綱の規定により追加で書類の提出を求めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。